

下呂市告示第 217 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、下呂市会計規則（平成 16 年下呂市規則第 43 号）第 15 条の 2 の規定により告示する。

令和 6 年 12 月 13 日

下呂市長 山 内 登

1 指定納付受託者の名称及び住所

名 称	住 所
株式会社 サイモンズ株式会社	東京都中央区日本橋町 4-3-10 日本橋銀三ビル 5 階

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する下呂市ふるさと寄附条例（平成 20 年下呂市条例第 39 号）に基づく寄附金

3 指定納付受託者に歳入させる期間

令和 6 年 12 月 13 日から契約満了の日まで